



令和3年2月26日

港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）の通行料金徴収時間の変更について

神戸市港湾局

1. 概要

令和3年3月29日から、ハーバーハイウェイ1区間を通行する場合の通行料金の徴収時間を変更します。

2. 変更内容

(1) 料金徴収時間

ハーバーハイウェイ1区間（新港ランプ～摩耶ランプ、または、摩耶ランプ～高羽ランプ）を通行する場合

（変更前） 終日	（変更後） 8：00～20：00
変更前	変更後
【終日】 ・新港ランプ～摩耶ランプ 110 円/台 ・摩耶ランプ～高羽ランプ 110 円/台	【8：00～20：00】 ・新港ランプ～摩耶ランプ 110 円/台 ・摩耶ランプ～高羽ランプ 110 円/台 【20：00～翌日8：00】 ・新港ランプ～摩耶ランプ 無料 ・摩耶ランプ～高羽ランプ 無料

※ハーバーハイウェイ2区間（新港ランプ～高羽ランプを連続して通行する場合）は、今までどおり、終日、料金（210 円/台）を徴収します

(2) 実施期間

令和3年3月29日からETCシステム導入までの当分の間

<お問い合わせ先>

摩耶埠頭料金事務所

TEL 078-802-0790

神戸市港湾局 経営企画課

TEL 078-595-6268

神戸港管理事務所 TEL 078-304-2500